

令和7年6月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年6月6日(金) 午後2時30分～午後3時00分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	徳留 佳代	15	伊勢脇 精藏
2	山崎 秀和	9	坂本 一	16	土居 忠栄
3	山本 美加	10	谷崎 容子	17	清水 優志
4	桑原 宏文	11	遠地 美千代	18	岡崎 誠
6	加用 雅啓	12	山本 官	19	植 俊彦
7	安藤 久徳	14	芝 順子		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	5	宮地 秀之	7	宮地 浩
4	岡本 尚子	6	室津 平	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
5	井上 靖好	13	池田 三郎

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹	山岡 早輝
係長	正岡 研二	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(4件)
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1件)
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1件)
 第4号議案 非農地証明書の交付について(4件)
 報告事項 農地形状変更について(2件)
 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

その他

議長（清水会長）	只今から令和7年6月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号5番 井上 靖好 委員、議席番号13番 池田 三郎 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号16番 土居 忠栄 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、田野川字城ノ沖 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴7年の49歳の方で、農作業への従事日数は年間335日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の父と母の3人となっております。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3分の距離となっております。 現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後も引き続き譲受人とその家族が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、双海字ハリキダバ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴13年の73歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と妻の2人となっております。農機具につきましては、耕うん機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約2分の距離となっております。

	現在、申請地は果樹を栽培しており、取得後も引き続き譲受人とその家族が果樹や、季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号3ですが、説明に入る前に、下田字三六井戸 2294 番 1 につきましては申請者から取り下げの申し出がありましたので、議案から削除させていただきます。それでは説明いたします。土地の表示は、下田字東貴船谷 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 20 年の 85 歳の方で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、所有していないとのことです。申請地は自宅から約 3 分の距離となっております。 現在、申請地は季節野菜を栽培しており、取得後も引き続き譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして議案書は 3 ページになります。 番号 4。土地の表示は、佐岡字正利ヶ谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 10 年の 42 歳の方で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、所有していないとのことです。申請地は自宅から約 5 分の距離となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本官委員」1 番についてお願いします。
●12 番 山本官委員 （後川地区担当）	1 番について説明します。5 月 26 日の午後 1 時頃、武井推進委員と譲受人立会いで現地確認と聞き取り調査を行いました。申請地は譲受人が管理しているハウスの東側に隣接していて、取得後も水田としてきちんと管理することでした。また、担い手に集積することにもなり、許可には問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	山本委員から説明があったとおりですが、現在営農しておりますハウスの隣にあるという、非常に利便性が高く

	て、能率的に運用できるものというふうに確信いたしました。3条による許可申請は妥当というふうに考えております。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」は本日欠席ですが、2番、3番について「譲受人が季節野菜を植えたり、現在植わっている果樹等を引き続き管理していくため、適当であると考えます」との連絡をいただいております。 宮崎推進委員も本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「谷崎委員」4番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （蕨岡甲・東山地区担当）	5月24日、電話にて譲受人の父より聞き取りを行いました。また、5月26日に現地確認を行いました。申請地は畑です。何年も耕作しておらず、1メートルほどの草が生い茂っていましたが、ここに季節野菜を植え、管理していくとのことです。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	5月30日に現地確認および聞き取りを行いました。この土地はかなり狭い土地で、ここで農業をして食べていくとかそんな感じではなく、家庭菜園的なもので季節野菜を作っていくとのことでした。特に問題はないと思います。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。

	番号1。土地の表示は森沢字ミヤゾエ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月26日、地区担当の山本美加委員と岡本推進委員および申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車スペース確保のため宅地にするものです。場所については、森沢集会所より700メートルのところにある農地です。北側は農地、南側は倉庫、東側は道路、西側は申請人の自宅となっています。排水については、雨水は自然浸透と東側の既設側溝に排水します。周辺地域には影響がないと判断できます。 よって、申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地であり、転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	番号1については、先ほど事務局から説明があったとおり、5月26日に事務局、代理人の行政書士、推進委員とともに申請地の状況確認および申請者への聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっており、現在申請者が家庭菜園をしている農地です。この農地を雑種地に転用し、駐車場2台分として使用する予定のようです。この農地は甲種農地や第1種農地ではありません。また、周辺の農地への影響もなく、営農への支障ありません。 以上のことから、転用について適当であると考えます。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	5月26日に事務局と山本委員と現地に聞き取りに行きました。家の前を駐車場にするということで、周辺への害はないと思いますので、4条の許可でいいと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》

議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案。農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。 番号1。土地の表示は、古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月26日、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を新築するものです。場所については、古津賀駅より南西約800メートルに位置する農地で、西側、北側は農地、東側、南側は市道となっており、所有者から同意書の提出があります。排水計画について、雨水は自然浸透や勾配を用い、一部集水桝から南及び東側の道路側溝へ排水します。生活排水については合併浄化槽を経由し南側の市道側溝へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	5月26日、申請代理人および事務局で現地確認をしました。申請地は畑で、周りは農地というか、事務局が先ほど詳しく説明されたとおり、同意書もあり、住宅を建築して周辺の農地に与える影響はないと判断いたしました。よって、適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	5月30日に現地を確認しました。特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし

議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。 番号1。土地の表示は名鹿字北石太郎、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。5月26日、地区担当の加用委員、宮崎推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野のような状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号2。土地の表示は佐岡字正利ケ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。5月26日、地区担当の谷崎委員と申請代理人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に建物が建っている状態となっており、課税状況についても、宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号3。土地の表示は具同田黒一丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。5月26日、地区担当の徳留委員と申請代理人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンを

	ご覧ください。現地は雑種地となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっており、課税状況についても、雑種地及び宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号 4。土地の表示は川登字大舟木、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。5 月 26 日、地区担当の植委員、武井推進委員と申請代理人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっており、課税状況についても、原野での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「加用委員」1 番についてお願いします。
●6 番 加用委員 （八束地区担当）	5 月 26 日に宮崎推進委員、事務局と現地調査をしてきました。196 番 1、197 番 1 とともに原野化されており、非農地証明の交付については問題ないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「谷崎委員」2 番についてお願いします。
●10 番 谷崎委員 （蕨岡甲・東山地区担当）	説明の前に、先ほど私が意見を言いました第 1 号議案の 3 条申請の譲渡人と、この次に説明する申請者は同じ人です。5 月 26 日、申請代理人と事務局と現地確認を行いました。当該地は約 65 年前に申請人の居宅が建築され、現在は宅地として利用されています。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障ありません。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	5月30日に現地を確認しました。第1号議案で出ていた農地のすぐ近くの土地で、すでに建物が建っています。農地に復旧することは困難だと思いますので、非農地証明書の交付については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「徳留委員」3番についてお願いします。
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	番号3番についてですが、当該地は具同小学校の北西側の土地となっています。50年以上前に現在の所有者の父親が埋め立てたというふうに言っていました。道路と同じ高さまで埋め立てたということです。事務局の説明もありましたが、埋め立てを行ったあとには、果樹や桜の木が植えられていたようですが、それも伐採し、田や畑として耕作しなくなってから10年、15年以上経っています。土壌を確認しましたが、崖土や大きな石、中にはコンクリートなどもあり、重機等を使用しないと農地への復旧は困難な状況と判断しました。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	5月30日に現地を確認しました。前のスクリーンの写真でもあるように、農地に復旧することは困難だと思います。よって、非農地証明書の交付については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「植委員」4番についてお願いします。
●19番 植委員 (大川筋地区担当)	5月26日に事務局、武井推進委員、代理人と行きました。今までも2回ぐらいにわたって申請のあった字で、大舟木というところなんですけど、今回の面積は36㎡と畳十畳ぐらいですかね。さっき写真で見てもらったように、4、50年ぐらいの木がたっておりまして、非農地であると確認しました。以上です。
議長(清水会長)	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	事務局、行政書士、植委員で現地を確認しました。現地は耕作放棄され原野となり、現在は山林となっているという説明がありましたとおり、現場は大変不可能な状態と判断いたしました。よって、非農地証明申請は適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員のご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし

議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が2件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 番号1。土地の表示は上ノ土居字ハイノ谷、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。4月28日に会長と事務局が現地へ向かい、地区担当の山本美加委員と現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。なお、届出より前に埋め立てを行っていたため顛末書付きでの届出となっております。変更を行う理由としましては、15年以上前から稲作が出来なくなり草が生い茂っていたので、土を入れ果樹を植えるためです。形状変更後はレモン、ブシュカン、直七を栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和7年5月22日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。 なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。 続きまして番号2。土地の表示は西土佐半家字野地、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。5月16日に会長職務代理と現地へ向かい、地区担当の芝委員および竹村推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地確認したところ、既に畑として耕作している状況です。手狭になり利便性向上のため新たに建築するものです。な

	お、隣接する土地については、隣接農地所有者より同意を得ております。形状変更後はこれまでどおり耕作の用に供することを確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和7年5月20日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。 なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。 続きまして、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（別紙様式5）」を作成しましたので、ご覧ください。 内容についてですが、要点のみの説明とさせていただきます。昨年度目標をたてた結果について記載をしているものです。 農業委員会の状況につきましては、現在の人数や耕地面積の状況等を記載しています。これは各自でご覧いただきたいと思います。 続いて裏面です。農地集積ですが、管内の農地面積は2,080ヘクタールであり、これまでの集積の面積251.9ヘクタールの集積が行われております。令和6年度の新規集積面積の目標は15ヘクタールとしておりましたが、実際、集積された面積の合計は6.8ヘクタールとなっております。 続いて次のページです。下にあります新規参入の促進についてですが、新規就農者について記載しております。実績は次のページに記載しております。新規参入経営体は2経営体となっております。2経営体とも、利用権設定を行った者です。 それ以降については、毎年の定型的なものです。議案関係の件数や面積を記載したものであるため、省略させていただきます。 この本活動の点検・評価につきましては、6月30日までにホームページで公表する予定です。簡単ではございますが、以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。

議長（清水会長）

最後に、委員の皆様から何かございませんか。
ないようでございますので、以上で本定例会に付議され
ました議案は、すべて終了いたしました。
これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 6 日

議長

清水優志

署名委員

土居忠栄

署名委員

伊勢勘精蔵